

# I 換価の猶予

## 1 換価の猶予を受けることができる場合

次の①から⑤までに掲げる要件の全てに該当する場合は、換価の猶予を受けることができます。

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること(\*1)
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること(\*2)
- ③ 換価の猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと
- ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に「**換価の猶予申請書**」が所轄の税務署に提出されていること
- ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること(\*3)

\*1 「事業の継続を困難にするおそれがある」とは、事業に不要不急の資産を処分するなど、事業経営の合理化を行った後においても、なお国税を一時に納付することにより、事業を休止又は廃止させるおそれがある場合をいいます。

また、「生活の維持を困難にするおそれがある」とは、国税を一時に納付することにより、必要最低限の生活費程度の収入が確保できなくなる場合をいいます。

\*2 「納税について誠実な意思を有すると認められる」とは、納税者がその国税を優先的に納付する意思を有していると税務署長が認めることができることをいいます。

\*3 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、担保を提供する必要はありません。

① 猶予を受ける金額（未確定の延滞税を含みます。）が100万円以下である場合

② 猶予を受ける期間が3か月以内である場合

③ 担保を提供することができない特別の事情（国税通則法により提供することができることとされている担保の種類に該当するもの（⇒9ページ）がないなど）がある場合

## 2 猶予期間

換価の猶予を受けることができる期間は、1年(\*)の範囲内で、申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く国税を完納することができるものと認められる期間に限られます。

なお、換価の猶予を受けた国税は、原則として猶予期間中の各月に分割して納付する必要があります。

\* 換価の猶予を受けた後、猶予期間内に完納することができないやむを得ない理由があると認められる場合は、当初の猶予期間が終了する前に所轄の税務署に申請することにより、当初の猶予期間と合わせて最長2年以内の範囲で猶予期間の延長が認められることがあります。

### 3 申請のための書類

換価の猶予の申請をする場合は、次の書類を所轄の税務署に提出してください。

#### (1) 猶予の審査のために必要となる書類

猶予を受けようとする金額（*）が <u>100万円以下</u> の場合	猶予を受けようとする金額（*）が <u>100万円を超える</u> 場合
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「換価の猶予申請書」 （書き方は、7～9ページ）</li><li>○ 「財産収支状況書」 （書き方は、10～15ページ）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 「換価の猶予申請書」 （書き方は、7～9ページ）</li><li>○ 「財産目録」 （書き方は、16～20ページ）</li><li>○ 「収支の明細書」 （書き方は、21～26ページ）</li></ul>

\* 未確定の延滞税は含みません。

#### (2) 担保の提供に関する書類

担保を提供する必要がある場合は、「担保提供書」や抵当権の設定のための書類（不動産等を担保とする場合）などを提出する必要がありますので、詳しくは所轄の税務署（徴収担当）にお尋ねください。

なお、担保を提供する必要がない場合（⇒3ページの\*3）には、提出は不要です。

### 4 提出された申請書等の審査

税務署では、必要な書類が提出されているか、必要な事項が記載されているかを確認し、換価の猶予の許可・不許可、猶予を許可する金額、期間などの審査を行います。

#### (1) 申請書等の補正

申請に当たって必要となる書類が提出されていない場合や、書類の記載に不備がある場合は、電話等により補正をお願いすることがあります。

なお、税務署から**補正通知書**が送付された場合において、補正通知書の送付を受けた日の翌日から起算して20日以内に補正されないときは、猶予の申請を取り下げたものとみなされますので、ご注意ください。

#### (2) 申請内容の審査

税務署の職員が、申請者に対して、申請書や添付書類に記載された内容（一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細、財産の状況、収支の実績及び見込み等）について質問をしたり、帳簿書類等を確認させていただくことがあります。

※ 換価の猶予の申請があった場合、又は換価の猶予が許可された場合であっても、督促状が申請者に送付されますのでご了承ください。

## 5 猶予が許可された場合

換価の猶予が許可された場合には、「換価の猶予許可通知書」が申請者に送付されますので、その通知書に記載された分割納付計画のとおり納付してください。

なお、税務署での審査の結果により、①申請書に記載された猶予を受けようとする金額の一部についてのみ許可される場合、②猶予を受けようとする期間よりも短い猶予期間により許可される場合、又は③申請書に記載された分割納付計画と異なる内容の分割納付計画により許可される場合があります。このような許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

## 6 不許可となる場合

次のいずれかに該当するときは、換価の猶予を許可することができません。

なお、猶予の不許可に不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予の要件（⇒3ページの1の①～⑤）に該当しないとき。
- ② 申請者について強制換価手続(\*1)が開始されたとき、法人である申請者が解散したとき、申請者が国税の滞納処分の執行を免れたと認められるときなどにおいて、猶予を受けようとする国税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ③ 申請者が、猶予の審査をするために税務署の職員が行う質問に対して回答せず、帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し(\*2)、又は帳簿書類等の提示若しくは提出の要求に対して、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類等を提示し、若しくは提出したとき。
- ④ 不当な目的で猶予の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき(\*3)。

\*1 「強制換価手続」とは、滞納処分、強制執行、破産手続などをいいます。

\*2 「帳簿書類等の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避」とは、具体的には、言動や行動で検査を承諾しない場合、検査に障害を与える場合、検査の対象から免れる場合などが該当します。

\*3 「申請が誠実にされたものでないとき」とは、猶予の申請が不許可又はみなし取下げとなった後に、同一の国税について再度猶予の申請がされたときなどが該当します。

### 納付の手続について

現金に納付書を添えて、金融機関（日本銀行歳入代理店）又は住所地等の所轄の税務署の納税窓口で納付してください。

なお、納付の手続には、上記の方法以外にも様々な方法があります。

詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) 内「国税の納付手続」をご覧ください。

国税の納付手続はこちら



## 7 猶予の取消し又は猶予期間の短縮

換価の猶予が許可された後に、次のいずれかに該当することとなったときは、猶予が取り消されたり、猶予期間が短縮されたりすることがあります。

なお、猶予の取消し又は猶予期間の短縮を受けたことに不服がある場合は、所定の期間内に限り不服申立てをすることができます。

- ① 猶予を受けている者について、「6 不許可となる場合」(⇒5ページ)の②と同様の事情がある場合で、猶予を受けている国税を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。
- ② 猶予を受けている国税を「換価の猶予許可通知書」により通知された分割納付計画のとおり納付しないとき(\*)。
- ③ 税務署長が行った担保の変更等の命令に応じないとき。
- ④ 猶予を受けている国税以外に新たに納付すべきこととなった国税が滞納となったとき(\*)。
- ⑤ 偽りその他不正な手段により猶予の申請がされ、その申請に基づき猶予が許可されたことが判明したとき。
- ⑥ 財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でない認められるとき。

\* 猶予をしたときにおいて予見できなかった事実(猶予を受けている者の責めに帰することができない事実に限ります。)が発生した場合など、やむを得ない理由がある場合を除きます。  
やむを得ない理由がある場合には、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。